

カナダ関連資料

カナダ特許規則の改正により「相当の注意」基準をクリアすることが
求められる改正事項の留意点
(2019年10月30日に発効)

2019年10月28日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

2019年7月10日、カナダ政府は、"Canada Gazette, Part II"において、新特許規則 (SOR/2019-251) の最終版を公開しました。この新特許規則と、規則改正に伴う特許法の改正とは、**2019年10月30日に発効**します。

改正特許規則は、実質的にカナダ特許法および特許プラクティスを変更するものです。改正特許規則には、カナダが、**PLT (Patent Law Treaty)** を批准するために必要な多くの改正が含まれています。

今回の改正特許規則のうち、「相当の注意」基準をクリアすることが求められる改正事項において留意すべきことについて、以下に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。